

ご家庭向け料金の変更点について

今回の料金値上げでは、ご家庭（契約種別：従量電灯B、契約電流：30A、使用電力量：260kWh/月の場合）の電気料金は、現在のお支払額と比べて31.72%の値上げとなり、月額11,282円（値上げ額2,717円）となる見込みです。

なお、規制料金全体では、1kWhあたり平均で14.21円（12月分燃調単価3.47円含む）の値上げとなる見込みです。

また、2023年4月にはお客さまに電気をお届けするために使用する送配電設備の利用料金に該当する「託送料金」が見直されることとなっておりますが、上記金額には含んでおりません。当該変動分については託送約款の変更内容を踏まえ別途反映いたしますが、東北電力ネットワークの公表情報にもとづく影響額を含めると、35.39%の値上がりとなり、月額11,596円（値上げ額3,031円）となる見込みです。

今回の料金値上げでは、契約電流（契約容量・電力）に応じてご負担いただいている基本料金、ご使用電力量に応じてご負担いただいている電力量料金をそれぞれ見直しいたします。

お客さまにはご負担をお願いし、大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

1. 規制部門の電気料金見直し

【基本料金の見直し】

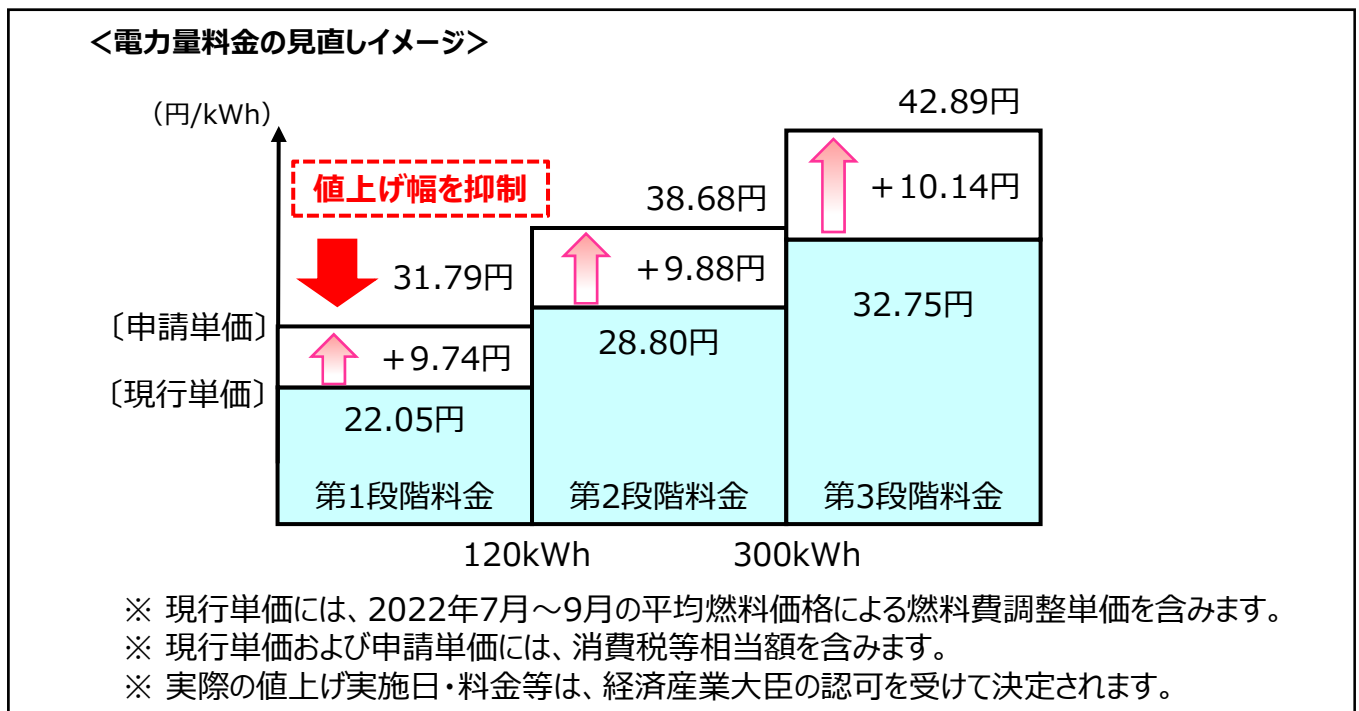
従量電灯B等でご契約のお客さまは10アmpア（1kVA）あたり55円の値上げをお願いいたします。

ご使用電力量に応じてご負担いただく電力量料金には電気をお届けするために必要な発電所の維持運用に係る固定的な費用が含まれますが、近年、省エネの進展・再エネの普及・スイッチング等により電力量が減少していること等を踏まえ、基本料金でご負担いただく固定費部分を見直すものです。

【電力量料金の見直し】

燃料価格や卸電力取引市場の価格が高騰していることなどから、電気のご使用電力量に応じてご負担いただいている電力量料金について、値上げをお願いいたします。

毎日の生活に必要な不可欠な照明や冷蔵庫などの電気ご使用量に相当する第1段階料金の値上げ幅を抑制しております。



2. 低圧自由料金の「単価値上げ」について

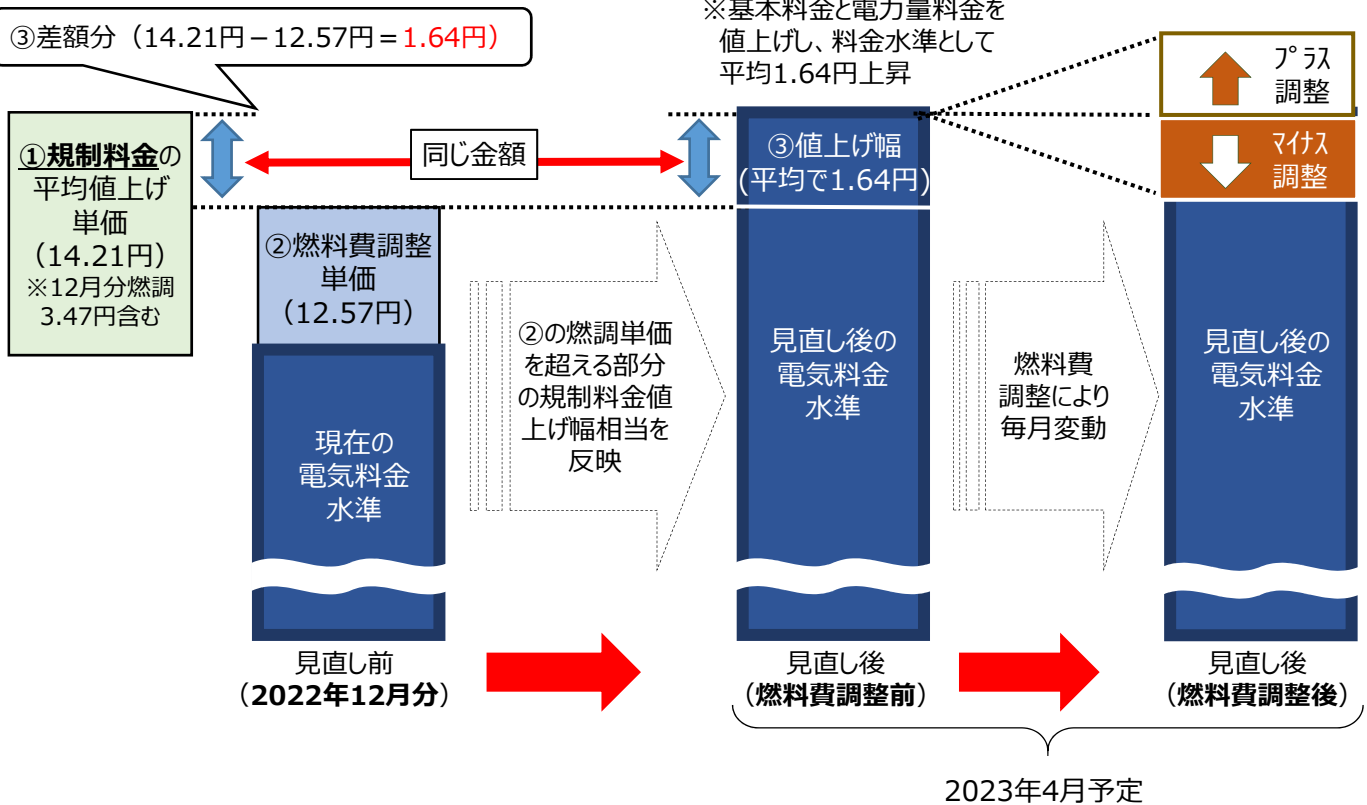
低圧自由料金のお客さまについては、小売規制料金の1kWhあたりの平均値上げ単価（①）と、2022年12月分に適用する燃料費調整単価（②）の差額分（③）を電気料金に上乗せいたします。

これにより、低圧自由料金のお客さまについては、現在のご負担水準から、平均で1kWhあたり1.64円の値上げをお願いいたします。なお、基本料金は10A(1kVA)あたり55円、電力量料金は1kWhあたり0.98円程度の値上げとなります。

また、2023年4月に予定されている託送料金の見直しによる変動分もあわせて反映する予定ですが、当該変動分も含めた新しい料金単価の適用は、規制料金と同様、現時点で2023年4月1日以降のご使用分からを予定しております(規制料金の審査状況等を踏まえ実施日等を変更する場合があります、確定後の低圧自由料金については、あらためてお知らせいたします)。

<低圧自由料金単価の見直し（イメージ）>

※1kWhあたり、託送料金変動分は含まない



3. 低圧自由料金の夜間単価を設定している料金プランの「昼夜間の単価差の見直し」

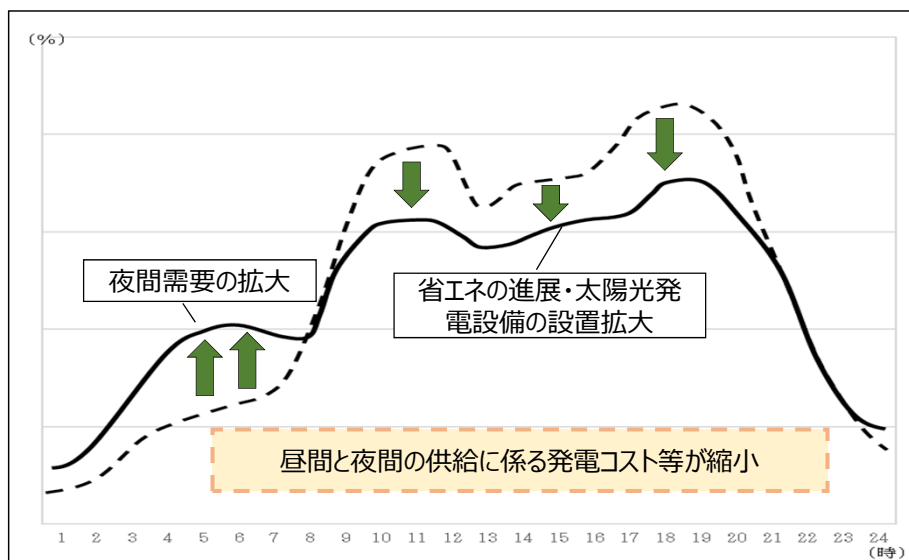
低圧自由料金のうち、現在お客さまにご契約を頂いている夜間単価を設定している料金プランについては、単価の値上げ（1kWhあたり平均1.64円）に加え、電気の使われ方や電気の供給に必要な発電コスト等の変化を踏まえ、電力量料金における昼夜間の単価差を見直いたします。

具体的には夜間単価を4.95円引き上げ、昼間単価を1.98円引き下げます。なお、現時点で2023年4月1日以降のご使用分からの見直しを予定しております(規制料金の審査状況等を踏まえ実施日等を変更する場合があります、確定後の低圧自由料金については、あらためてお知らせいたします)。

昼夜間の単価差の見直しを行なう対象料金プラン（17プラン）

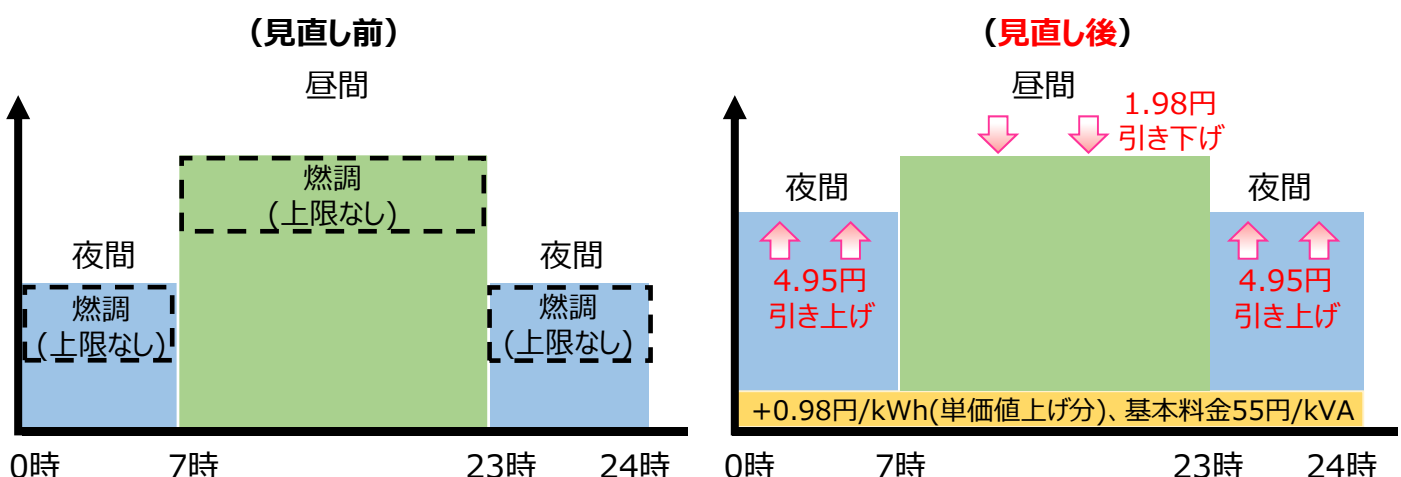
よりそう+ナイト8・10・S、よりそう+ナイト12、よりそう+シーズン&タイム、よりそう+サマーセーブ、よりそうB季時別電力、よりそうCパワーナイト、時間帯別電灯A・B・S、ピークシフト季節別時間帯別電灯、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力A・B・C、深夜電力〔限定〕、低圧蓄熱調整契約

<電気の使われ方の変化（イメージ）>



- ▶ 深夜機器の普及により需要が増加した一方で、再エネの普及拡大、省エネの定着などにより昼間の需要が減少

<昼間単価・夜間単価の単価差の見直しイメージ>



4. 新たな託送料金制度導入に伴う託送料金変動分の反映について

2023年度から新たな託送料金制度「レベニューキャップ制度※1」が導入されることに伴い、お客さまへ電気をお届けする際に使用する送配電設備の使用料に該当する「託送料金」の見直しが予定されております。

託送料金の見直しにあたっては、一般送配電事業者（東北電力ネットワーク）による経済産業大臣への託送供給等約款の認可申請が必要となりますが、現時点で認可申請が行われていないことから、本資料に記載している料金には、当該見直し分を反映しておりません。

具体的な見直し内容については、現時点で未定であるものの、託送料金の見直しによる変動分については、ご契約いただいているすべてのお客さまを対象に、2023年4月のご使用分から電気料金に反映することとしております。

今後、一般送配電事業者による認可申請、経済産業大臣による認可を経て決定されることから、確定次第あらためてお知らせいたします。

<託送料金の見直し影響（託送レベニューキャップ制度導入に伴う変動影響（見込み）※2>

	変動影響見込み (1kWhあたり影響額/税込)
低 圧	1円21銭

※1 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（2020年6月成立）に基づき改正された電気事業法により、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、レジリエンス強化や再生可能エネルギーの主力電源化を図ることを目的に、従来の総括原価方式に代わって、新たに導入される託送料金制度です。

※2 東北電力ネットワークの公表資料（2022年7月25日）にもとづく参考値を、当社にて税込表示にしたものです。具体的な金額は、一般送配電事業者による認可申請、経済産業大臣による認可を経て決定されます。

なお、東北電力ネットワークの公表資料の詳細は、以下のリンクをご確認ください。

https://nw.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1228501_2394.html

また、高圧・特別高圧については、以下のリンクをご確認ください。

https://www.tohoku-epco.co.jp/information/1229940_2521.html